

「マーケットイン型商品販路開拓挑戦事業（事業者の課題解決及び販売戦術の策定等）」企画・実施業務委託に係る公募型プロポーザルを次の要領において実施する。

令和7年4月8日

大分市長 足立 信也



第1 業務概要

1. 業務名称

「マーケットイン型商品販路開拓挑戦事業（事業者の課題解決及び販売戦術の策定等）」企画・実施業務

2. 業務目的

目覚ましい経済発展と人口増加を続け、各国の購買力が飛躍的に向上し、日本産品の輸出先として有望な市場となっている東南アジアでの販路拡大を進めていくため、現地で求められている商品の掘り起こしや磨き上げを行ったうえで商談に臨み、継続した取引成立に繋げていくマーケットインに焦点を当てた事業を実施する。また、本事業を通して市内企業が海外販路開拓のノウハウを身に付け、事業終了後も自走していくことのできる体制の構築を目指すとともに、取扱商品の現地市場における定着化・定番化を図る。

本実施要領は、「マーケットイン型商品販路開拓挑戦事業（事業者の課題解決及び販売戦術の策定等）」企画・実施業務の受託候補者の選定に関して必要な事項を定めるものである。

3. 事業概要

海外展開を進める企業においては、既存の日本国内向け商品（売りたい商品＝プロダクトアウト）で商談に臨み、現地消費者の求める商品や各国の商習慣の認識不足等により、商品の定番化・定着化が進んでいない状況が見受けられ、今後は、世界のライバルに勝ち抜いていくためにも海外市場向け商品（相手から求められている商品＝マーケットイン）で勝負していく必要がある。

そこで、令和7年度は、今回選定する日本の企業や自治体の支援実績もある東南アジア市場に精通したコーディネーターの伴走支援により、商品のローカライズ、ブランディングなど商品の掘り起こし・磨き上げ・改良に継続して取り組んでいくとともに、現地でのテストマーケティングや商談等により、狙うべきターゲット層を明確化し、効果的な販売戦略及び効率的な生産計画を立てていく事業を実施する。

4. 実施期間等

（1）実施期間

2025（令和7）年6月中旬から2026（令和8）年1月下旬まで

（2）実施場所

シンガポール共和国及び大分都市広域圏内（大分市・別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町）

（3）委託業務内容

別紙『「マーケットイン型商品販路開拓挑戦事業（事業者の課題解決及び販売戦術の策定等）」企画・実施業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおりに

(4) 主催（委託者）

大分市

(5) 共催

独立行政法人日本貿易振興機構大分貿易情報センター（ジェトロ大分）

一般社団法人大分県貿易協会

5. 公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務の目的を達成するためには、専門性、創造性、現地における人脈及び人的ネットワーク等が必要不可欠であり、価格のみによる競争では達成が困難と判断できることから、公募型プロポーザル方式により、専門性や独創性、業務実績等を総合的に評価したうえで、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定する。

6. 業務委託上限額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※業務分担については、仕様書「4. 業務内容」の「(2) 分担区分」（4～5 ページ）を参照。

7. 履行期間

契約締結日から 2026（令和 8）年 2 月 6 日（金）まで

※委託業務実績報告書の提出期限。

8. 留意事項

企画提案書等に記載されている事項は、原則として契約時の仕様書の基となるが、全ての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

第2 プロポーザルに係る事項

1. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「応募者」という。）は、参加申込書の提出日において次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 日本国内に事業所を有する法人又は個人事業主。

(3) 本委託業務に類似する業務実績があること。

(4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年告示第 553 号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。

(6) 企画提案書提出日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）で

ないこと。

(8) 応募者の属する市区町村税を滞納している者でないこと。

2. 質問書の受付及び回答

(1) 質問

①提出期限：公告日から 2025（令和 7）年 4 月 15 日（火）正午まで

②質問方法：質問書（様式第 1 号）により、電子メール（hanro@city.oita.oita.jp）にて受け付ける。

※送信時、件名に「マーケットイン型商品販路開拓挑戦事業企画・実施業務委託質問」を付けること。

※送信後に、大分市創業経営支援課まで送信した旨の電話をすること。

※質問は実施要領及び仕様書の内容のほか、参加申込書、企画提案書等の記載方法に関するものに限る。企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切受け付けない。

(2) 回答

①回答日：2025（令和 7）年 4 月 22 日（火）

②回答方法：質問者へ電子メールにて回答するとともに、質問者名等を伏せて市ホームページで公開する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

【掲載場所】

大分市ホームページ

URL：<https://www.city.oita.oita.jp/o155/marketin2025.html>

3. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

①参加申込書（様式第 2 号）

②会社概要（任意様式） ※会社のパンフレット等があればあわせて提出

③業務実績（任意様式）

④日本国内に事業所を有していることの証明書（写し可）

※法人にあっては登記事項証明書（発行後 3 か月を超えないもの）、個人事業主にあっては開業届

⑤印鑑証明書（写し可） ※発行後 3 か月を超えないもの

⑥直近の財務諸表又はこれに代わる書類

※法人にあっては決算書、個人事業主にあっては確定申告書の写し

⑦誓約書（様式第 3 号）

⑧暴力団排除に関する誓約書（様式第 4 号）

⑨応募者の属する市区町村税の滞納がないことの証明書（写し可） ※発行後 3 か月を超えないもの

※本市の競争入札参加資格を有している場合、④⑤⑥⑧は不要。

(2) 提出期限

2025（令和 7）年 4 月 30 日（水）正午まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）による。

- (4) 提出部数
各 1 部

(5) 参加資格確認結果の通知

提出書類により参加資格を確認し、参加資格の有無にかかわらず、結果を全参加申込者に電話又はメールにより通知する。併せて、参加資格要件を満たす者に対して、企画提案書等の提出を依頼する。

4. 参加辞退

参加申込後に参加を辞退するときは、2025（令和 7）年 5 月 21 日（水）までに「参加辞退届」（様式第 5 号）を提出すること。

5. 企画提案書等の提出（任意様式）

- (1) 企画提案書一式の種類 ※以下の①～③を併せたものを企画提案書一式とする。

- ①企画提案書
- ②見積書及び見積明細書
- ③実施スケジュール（工程表）

- (2) 企画提案書に記載する内容

企画提案書は次に掲げる項目ごとに記載すること。

- ①実施方針
- ②業務内容に関する提案
 - ア 東南アジア市場における企業や自治体等の支援実績があるコーディネーター等候補者の提案
 - イ 大分都市広域圏内事業者の継続した商品の掘り起こしや磨き上げ、課題の解決、販売促進につながる戦術の策定に係る提案及びそれに係る支援
 - ウ 現地でのテストマーケティング実施
 - エ テストマーケティング実施期間中の商談会開催
 - オ 最新の現地市場等の情報収集・提供
- ③実施体制
 - 責任者（プロフィール、活動実績等を記載）、担当者、要員等を明記した運営体制図
- ④類似業務の実績（過去 5 年以内）について
 - 発注者名、契約年度、受託業務名、具体的な業務内容、履行期間、契約金額等

- (3) 留意事項

- ①企画提案書は任意様式とし、仕様書の業務内容を踏まえ、本実施要領「7. 選考」の「(1) 選考方法」（6 ページ）に記載の評価項目を参考に、具体的な提案を行うこと。また、用紙は A4 判、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。資料の作成上、A3 判を利用した方が確認しやすい場合は、A3 判の利用も可。
- ②企画提案の内容に企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）が権利を有する固有の知識、技能に関する権利及び第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、その対象物及び対象範囲を企画提案書にあらかじめ明記しておくこと。

- (4) 企画提案書一式の提出期限等

- ①提出期限
 - 2025（令和 7）年 5 月 21 日（水）正午まで（必着）
- ②提出方法
 - 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

③提出部数

正本 1 部、副本 5 部（正本 1 部以外はコピー可とする。）

※確認しやすい場合は、カラーで作成すること。

6. プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 実施日時

2025（令和 7）年 6 月 2 日（月）（予定）

(2) 実施場所

大分市役所内（予定）

(3) 実施方法

- ・発表順は企画提案書一式の受付順とし、出席者はオンライン含めて 3 名以内とする。
- ・実施時間は 30 分以内とする（準備 3 分、企画提案書一式説明 15 分、質疑応答 10 分、片付け 2 分程度）。
- ・プロジェクター・パソコンを使用する場合は、2025（令和 7）年 5 月 26 日（月）までに事前連絡のうえ、提案者で準備すること（スクリーンは本市が用意）。

7. 選考

(1) 選考方法

提出された企画提案書等一式及びヒアリングの実施により、選定委員会において、別に定める評価基準に基づき最高点を得た者を受託候補者として選定する。最高得点者が複数いる場合には、その中の委託価格の一番低い者を受託候補者に選定する。

【評価項目及び配点】

評価項目		配点
1. 実施方針（5 点）	業務内容の理解度	5 点
2. 提案内容（90 点）	提案内容の的確性	10 点
	提案内容の実現性	10 点
	業務遂行に当たっての専門性	15 点
	海外販路拡大の可能性	30 点
	提案内容の独創性	25 点
3. 実施体制等（20 点）	実施体制	10 点
	実施スケジュール	10 点
4. 業務実績（10 点）	類似業務の実施等実績	10 点
5. 事業費（5 点）	委託価格（見積価格）	5 点
合計		130 点

(2) 選定委員会の非公開

選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 提案者の欠格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②本実施要領に違反があった場合
- ③公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ④提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- ⑥公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦その他、選定委員会が不相当と認めるとき

(4) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全提案者へ書面により通知する。あわせて、本市のホームページにおいて、受託候補者名を公表する。

8. 契約内容の調整

受託候補者と本市との協議により、業務内容などについて調整を行い、仕様を確定させる。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

9. 契約の締結

業務委託に係る仕様を確定させたいうえで、あらためて見積書を徴収し、内容を精査のうえ、随意契約により委託契約を締結するものとする。なお、契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

10. 受託者選定までのスケジュール

項目		期間等
1	公募開始	2025（令和7）年4月8日（火）
2	質問書の提出期限	2025（令和7）年4月15日（火） 正午まで
3	質問書に対する回答	2025（令和7）年4月22日（火）
4	参加申込書の提出期限	2025（令和7）年4月30日（水） 正午まで
5	参加資格確認結果の通知	2025（令和7）年5月13日（火）
6	企画提案書の提出期限	2025（令和7）年5月21日（水） 正午まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	2025（令和7）年6月2日（月） ※予定
8	選定結果の通知・公表	2025（令和7）年6月上旬 ※予定
9	契約内容の調整・締結	2025（令和7）年6月中旬 ※予定

11. その他

- (1) 企画提案書一式の提出は、1事業者につき1案とする。
- (2) 企画提案書一式の作成や提出、プレゼンテーション等に係る費用は提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書一式に関する著作権は、これを提出した提案者に帰属する。ただし、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、本市は第三者に開示することができるものとする。なお、提出された書類は一切返却しない。
- (4) 企画提案書一式の提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (5) 提案者が1者であってもプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には当該参加者を契約の相手方として選定する。

1 2. 書類提出・問い合わせ先

大分市商工労働観光部 創業経営支援課 経営支援担当班（担当：湊、織部）

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所本庁舎9階

TEL：097-537-5875（直通） FAX：097-533-6117

E-mail：hanro@city.oita.oita.jp